

東北大学自然科学系短期共同研究留学生派遣プログラム

Tohoku University Cooperative Laboratory Study Program Outbound (2015-2016)

平成27年度派遣留学生募集要項

募集の内容

大学間あるいは部局間の学生交流協定に基づく自然科学系短期共同研究留学生派遣プログラム(COLABSセメスター型)(以下「本プログラム」という。)の平成27年度派遣学生を下記により募集します。

1. プログラム概要

(1) 派遣先大学及び募集人員

派遣先大学:原則として、東北大学との大学間又は部局間交流協定校(※授業料不徴収条項があること。)

※協定校以外への派遣を希望する場合は、留学生課に相談してください。

募集人員:30名(※ただしJASSO奨学金支給枠は24名とする。)

(2) 派遣期間

平成27年夏・秋以降、1学期相当(最短3か月)から1年以内

※派遣期間は、原則として、派遣希望大学の授業期間と一致します。

(3) プログラム修了要件

①課題研修、単位取得を含めて1学期あたり30ECTS相当(総研究時間750時間)の研究等に取り組むこと。

(※ECTS:European Credit Transfer System 欧州単位互換制度)

②研究報告書(A4版で30-40頁程度の英文での研究報告書)の提出

③COLABS研究発表会での口頭発表

④本プログラムに関する所属部局における単位認定

※所属部局における単位認定については、必ず所属部局の教務担当教員等に確認してください。

※修了要件を満たすことができなかった場合、JASSO奨学金の返納を求める可能性があります。

2. 応募から出発までのスケジュール

(1) 応募書類提出までに行うこと

日 程	応募者が行う手続き	所属部局担当者が行う手続き
平成27年3月6日(金)募集開始	①派遣希望大学における指導教員への コンタクト ②派遣希望大学担当者に、学術交流協 定に基づく受入となることを確認 ③応募書類の作成 ④応募書類を所属部局担当者に提出	
平成27年3月16日(月)	←	⑤「応募予定者一覧」を留学生課 に提出
平成27年3月20日(金) 提出期限※	←	⑥応募書類をとりまとめ、留学生 課に提出

※各部局から留学生課への提出期限です。応募書類は、必ず所属部局を通じて提出してください。

※派遣希望国・地域又は派遣希望大学等によってはビザの取得や留学申請等に時間を要することから、希望どおりの派遣開始できない可能性があります。

※派遣開始は、遅くとも平成28年3月31日となります。

(2) 応募書類提出後のスケジュール

平成27年3月末 面接選考
平成27年4月上旬 学内選考合格者決定
 →派遣希望大学への申請
 ～受入許可書の受領(派遣の決定)
平成27年7月 派遣前オリエンテーション
平成27年7月～ 随時出発

応募について

1. 応募の前に行っていただくこと

(1) 応募資格の確認： 応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

(1)	本学の下記の研究科に所属する博士課程前期及び後期の課程の大学院学生又は本学学部学生で以下の研究科に進学予定(派遣時には大学院進学が決定していること)の者※ 理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、 情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科
(2)	専門分野に関し、派遣先大学において研究を行い高等教育を受けるに十分な英語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者
(3)	上記のプログラム修了要件を満たすとともに、留学期間終了後、本学に戻り学業を継続し、修了年限を延長することなく当該課程を修了できる見込みのある者

※6年制課程の学部については、派遣時に大学院進学が決定しない5年次以上の学部学生も応募可。

(2) 派遣先大学における指導教員へのコンタクト

派遣先大学における指導教員へ連絡し、受入についての承諾を得てください(東北大学留学生課が指導教員の手配や問い合わせ等を行うことはできません)。

(3) 学術交流協定にもとづく受入となることの確認

派遣希望大学において、東北本学との学術交流協定にもとづく受入となることを確認する必要があります。

大学間学術交流協定校への派遣を希望する場合は、留学生課までお問い合わせください。留学生課から、派遣希望大学担当者へ問い合わせを行います。なお、問い合わせいただく際に、派遣希望大学における指導教員からの受入承諾書を受領済みである場合は、その旨をお知らせください。派遣希望大学担当者からの回答が得られ次第、そのメールを留学生課から応募者に転送いたします。このメールは応募書類の一つとして提出いただきますので、保管するようご留意ください。

なお、学術交流協定にもとづく受入であることが確認できない場合は、JASSO奨学金の支給対象外となります。

＜各部局担当者の方へのお願い＞

所属学生が部局間学術交流協定校への派遣を希望する場合は、部局間学術交流協定にもとづく受入となることを、所属部局の担当者において、当該協定校の担当部署に問い合わせくださるようご協力をお願いいたします。

2. 応募書類の作成・応募方法について

<応募者の方>

(1) 応募書類

①派遣留学生候補者調書【所定様式】

②指導教員の推薦状(修業年限内での学位取得の見込み、英語能力を含む)【任意様式】

なお、学位取得の見込みについては、具体的な研究テーマの設定とすすめ方を派遣先の研究室と事前打ち合わせをした状況を考慮した内容を含めること。6年生課程の学部の5年次以上の学部学生で、派遣時に大学院進学が決定しない者については、「派遣先で研究活動に従事するために十分な研究遂行能力を有すること」を推薦状に記載してください。

③学業成績証明書(大学入学以降の成績証明書)

④学業成績評価係数計算表【所定様式】

⑤語学能力証明書(写し) (TOEFL等)

⑥受入れ承諾書(写し)

※受入教員氏名、職名、所属大学、申請者氏名、受入期間が記載されたもの。受入期間は年月日まで記載されていることを必ず確認してください。

⑦派遣先大学において、学術交流協定にもとづく受入となることが確認できる文書

※メール文を印刷したもの等。詳細は「1. 応募の前に行っていただくこと」の(3)を参照。

⑧COLABS派遣プログラム誓約書

〔提出書類作成上の留意事項〕

・提出書類は全てA4判に統一してください。

・提出書類一式を4部提出してください。そのうち、3部はホッチキス止めしてください。

(2) 応募書類提出方法

所属部局担当部署まで応募書類を提出してください。

(3) 応募書類提出期限

必ず、所属部局担当部署に確認してください。 **情報科学研究科：平成27年3月17日(火)**

<各部局担当者の方>

(1) 応募予定者についての事前連絡

事務処理の都合上、各部局からの応募予定者について事前にお知らせ願います。

①提出書類

別紙「平成27年度COLABS派遣プログラム応募予定者一覧」

※応募タイプごとに分けて作成してください。

②提出期限

平成27年3月16日(月)

※電子ファイルにより、留学生課交換留学推進係(sab_query@bureau.tohoku.ac.jp)まで提出してください。

(2) 応募書類の提出

各部局で応募書類をとりまとめ、留学生課まで提出してください。

3. 選考

本プログラムの派遣候補者の選考は、提出書類の書類審査(第一次審査)及び面接審査(第二次審査)により行います。第二次審査日時は、第一次審査に合格した者に別途通知します。

4. 留学経費・奨学金について

(1) 経費負担

留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とします。

(2) 授業料

授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません。本学の授業料は納付する必要があるので、留意してください。

(3) 奨学金について

・独立行政法人日本学生支援機構海外留学支援制度による奨学金

独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という)による、海外留学奨学金。本プログラムによる派遣候補者に選考され、かつJASSOの定める受給条件を満たしている者に支給します。

－奨 学 金:月額6-10万円(派遣地域により異なる)

－採 用 人 数:22名(平成27年度予定)

－対 象 者:日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。平成26年度の成績評価係数(3.0満点)が2.30未満の者は対象外となる。

－支 給 回 数:派遣期間により異なります。派遣期間中の各月に係る奨学金支給の有無については、以下の基準により判断します(詳細については別添「奨学金の支給対象月の考え方」を参照してください)。

①留学開始月・留学終了月以外

月毎に支給します。

②留学開始月・留学終了月

開始月及び終了月の留学日数の計により、下表のとおり支給の有無を判断します。

留学開始月及び 留学終了月の日数の計	開始月	終了月
31日以内	支給する	支給しない
32日以上	支給する	支給する

<留意事項>

他の団体等から奨学金等を受給している場合には、当該奨学金の定めによりJASSOの奨学金を受給することができない場合があります。例えば、日本学術振興会特別研究員、リーディング大学院奨励金受給者、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム採用者はJASSO奨学金を受給することができません。本プログラムへの応募に際しては、必ず、受給中の奨学金等のルールを確認してください。

(4) 海外旅行保険料について

派遣することが決定した場合は、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず、「治療・救援費用」が3,000万円以上かつ出発日から帰国日までを保険期間に含める海外留学保険に加入してください。なお、保険料は留学生本人の自己負担とします。

5. 留学中の本学における学籍上の身分

大学間あるいは部局間交流協定校への交換留学による派遣となる場合は、派遣留学生の所属部局の認定により、学籍上の身分は「留学」となります。

6. その他

(1) 本学の学内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。

②派遣先大学への応募書類の提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき。

- ③健康を害し、派遣先での修学に困難があるとき。
- ④派遣先大学の募集人員が減ったとき。
- ⑤「COLABS派遣プログラム誓約書」の記載事項を守れないとき。
- ⑥その他、留学が適当でないと認められるとき。

(2) 派遣先大学における専攻及び研究室等は、原則として本学の指導教員又は本人の希望によりますが、派遣先大学の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。応募にあたって、具体的な研究テーマの設定とすすめ方を派遣先の研究室と事前に打ち合わせておく必要があります。

(3) 入学手続き及び渡航手続き等は、本人の責任により行うこととなります。

〔本件担当〕 教育・学生支援部留学生課 交換留学推進係 鎌田、半田 電話:(92)7820 Email:sab_query@bureau.tohoku.ac.jp
--